

## 神戸市ライフパートナー制度導入に伴う休暇制度等の改正（案）について

## 1. 概 要

神戸市ライフパートナー制度（もしくは他都市の同様の制度）を利用し、パートナー関係にあることを宣誓した職員に対し、パートナーに関する休暇制度等の取得が可能となるよう改正を行う。

## 2. 改正案

取得が可能となる休暇制度等	備考
結婚休暇	
忌服休暇	パートナーに関するもののみ
年次祭し休暇	(パートナーの親族等を除く)
短期の介護休暇	パートナーの介護のみ (パートナーの親族等を除く)
介護休暇	
介護時間	
家族介護を行う職員の 深夜勤務・時間外勤務の制限	
フレックスタイム制 (週1日を限度として週休日を追加で設定可能)	

※制度利用にあたっては、パートナー関係にあることを示す書類（宣誓書受領証の写し等）を所属長が確認することとする

## 3. 実施時期

令和6年4月1日